

### 意見書案第3号

#### 再生可能エネルギーの更なる活用を含めた、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた検討を求める意見書

気温の上昇が2100年までに産業革命から1.5度以上となると、強い降水現象などの極端な気象現象が発生すると予測されており、本市においても、地球温暖化による気候変動によって発生した可能性がある令和元年東日本台風により甚大な被害が生じている。

首相は、昨年10月の臨時国会において、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、いわゆるカーボンニュートラルを宣言した。

本年は、国の中長期的なエネルギー政策の方向性を決めるエネルギー基本計画の見直しが行われる大切な年であり、当該計画において2050年カーボンニュートラルを見据えたエネルギー源の位置づけなどが定められることから、エネルギー消費の効率化とともに再生可能エネルギーを主力電源化し、最大限活用するとともに多様なカーボンニュートラルなエネルギーの活用を計画することが重要である。

よって、国におかれては、将来世代へ持続可能な社会を残すため、再生可能エネルギーの更なる活用を含め、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた検討を行うことを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
経済産業大臣  
環境大臣

県の財政措置における不均衡の解消等を求める意見書

いまだに終わりの見えないコロナ禍への対応や子ども子育てに係る制度の充実、公共施設の長寿命化対策、激甚化する自然災害に備えるための防災・減災対策など、これまで以上に基礎自治体の役割とそれに伴う財政需要は増加している。

特に、本市のような指定都市ではこれまでも、人口の集中や産業集積に伴う大都市特有の財政需要も発生している中で、コロナ禍による減収が予想され、大幅な財源不足が見込まれる状況にある。

現在の指定都市制度は、創設から 60 年以上が経過しており、その中で多くの権限が県から指定都市に移譲されているが、税制上の措置は画一的であるため事務・権限に必要な財源が確保されておらず、事務・権限と財源の現状が適切に反映されていないが、地方分権改革の推進などにより、広域自治体と基礎自治体の役割は変化しており、今後更に基礎自治体の権能等を充実させていくことが必要である。

こうした中、本市は、特別自治市制度の創設など、多様な大都市制度の実現を目指しているが、県は自らが担うべき総合調整機能が分断されること懸念を示している。

また、県単独補助事業における補助率や、拠点地区等整備における市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業に係る財政措置などにおいて、指定都市とその他の市町村との間において格差が生じている。

よって県におかれては、大都市の実情等に基づき、更なる住民サービス向上のため、県域全体への波及効果を踏まえた広域自治体としての施策・財政措置及び指定都市と他の市町村との間に生じている不均衡を解消するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

神奈川県知事 宛て

意見書案第5号

特別自治市制度の早期実現等を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和3年6月14日

川崎市議会議長 橋本 勝 様

提出者 川崎市議会議員 青木 功 雄

〃 岩 隈 千 尋

〃 かわの 忠 正

## 特別自治市制度の早期実現等を求める意見書

指定都市制度は、大都市特有の行政需要に対応するため、昭和31年に創設された制度で、本市は、昭和47年に指定されており、当時の人口は約98万人であったが、現在では150万人を超えるなど、大都市として大きく成長・発展を遂げてきた。

また、この間、県と指定都市との関係も変化しており、事務配分の特例等により、多くの事務・権限が道府県から指定都市に移譲されてきたにも関わらず、地方税制は画一的であり、必要な財源が確保されていないなど、大都市特有の行政需要に対応した制度となっておらず、これらの課題の解決のためには、指定都市が自主的・自立的な対応をとることができる新たな大都市制度の実現が必要となっている。

新たな大都市制度について検討がなされた、第30次地方制度調査会において、特別市（仮称）の検討は、区域内における二重行政の解消や効率的・効果的な行政体制の整備に資する点で意義があるものとされたものの、当面の対応として道府県から指定都市への権限移譲等を中心に取組が進められてきている。

こうした中、本市においては、平成29年に特別自治市制度の創設に向けた取組の推進を基本方向の1つとして掲げた新たな地方分権改革の推進に関する方針を定め取組を進めており、また、国の予算編成に対する重点要請ではこれまでの税源移譲による大都市税源の充実強化に加えて、特別自治市制度の創設を新たに要請したところである。

特別自治市は、市民サービスの向上はもとより、圏域の発展、日本の国際競争力の強化に資するとともに、その効果を国内に広げ、持続可能な地域社会の実現を図るものであるが、立法化までは一定の期間を要することから、実現するまでの間は、道府県から指定都市に対する税財源の移譲も必要である。

よって、国におかれては、地方自治体や住民が地域の実情に応じた大都市制度を選択できるよう、特別自治市制度の法制化による多様な大都市制度の早期実現を図るため、制度化に向けた議論を加速させるとともに、制度創設までの間、道府県から指定都市への税財源等の移譲を行うことを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

財務大臣

地方創生担当大臣

意見書案第6号

中国海警法に対する適切な対応を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和3年6月14日

川崎市議会議長 橋本 勝 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	大 庭 裕 子
	〃	渡 辺 学
	〃	片 柳 進
	〃	石 川 建 二
	〃	井 口 真 美
	〃	勝 又 光 江
	〃	赤 石 博 子
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	市 古 次 郎

## 中国海警法に対する適切な対応を求める意見書

中国政府は本年2月1日、同国の海警局が活動する領域を一方的に拡大し、武器使用を含む権限を強化する中国海警法を施行した。

海洋法に関する国際連合条約は、国際的な規範として、沿岸国の主権の及ぶ範囲を領海に限定するとともに、領海に隣接する接続水域、排他的経済水域、大陸棚など海域ごとに沿岸国に認められる権限を限定的にし、沿岸国の権利に配慮しながら、国際社会の航行の自由を広く認めるものとなっており、日本及び中国を含む160を超える国々が批准している。

しかしながら、今回施行された中国海警法は、こうした規範には一切言及せず、中国周辺の海域を一括して管轄海域と規定し、その全域で、臨検、建築物や構造物の強制撤去、武器使用を含むあらゆる必要な措置の行使など、幅広い権限を中国に認めるものとなっており、領海において沿岸国が強制措置をとることを限定的に認めている国際的な規範を大きく逸脱するものであり、極めて危険なものだと言わざるをえない。

また、中国が尖閣諸島を含む海域を自国領と主張している中では、中国海警法の施行は我が国にとっても重大な問題であり、実際、中国海警局の船舶が尖閣諸島周辺の日本の領海に侵入し、日本漁船に接近するという事態が起きており、本市の友好都市である那覇市を含む沖縄県の自治体にも大きな不安を与えている。

よって、国におかれては、我が国固有の領土を守るとともに国民の不安を解消するため、中国海警法が国際的な規範に違反していることを厳しく批判し、その撤回を求める外交的対応を行うことを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

外務大臣

宛て

農林水産大臣

国土交通大臣

防衛大臣

沖縄及び北方対策担当大臣

意見書案第7号

日本の領土及び東シナ海の平和を守るための更なる対応を求める意見書案  
の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提  
出したします。

令和3年6月14日

川崎市議会議長 橋本 勝 様

提出者 川崎市議会議員 青木 功 雄

” 岩 隈 千 尋

” かわの 忠 正

## 日本の領土及び東シナ海の平和を守るための更なる対応を求める意見書

海洋に係る国際的な規範として定められている、海洋法に関する国際連合条約は、沿岸国の主権の及ぶ範囲を領海に限定するとともに、領海に隣接する接続水域、排他的経済水域など海域ごとに沿岸国に認められる権限を限定的にすることで、沿岸国の権利に配慮しながら、国際社会の航行の自由を広く認めており、日本及び中国を含む160を超える国々が批准している。

しかしながら、中国政府は本年2月1日、中国周辺の海域を具体的な定義なく、管轄海域として定め、その曖昧な管轄海域において、外国軍用船舶等に対する強制退去の措置や不法侵害を受けた場合に武器使用を含む一切の必要な措置を行うことを可能にするなど国際的な規範を大きく逸脱し、海洋の平和を損ねる、極めて容認しがたい内容といえる中国海警法を施行した。

更に、中国は尖閣諸島を含む海域を自国領と主張しており、実際、中国海警の船舶が尖閣諸島周辺の日本の領海に侵入し、日本漁船に接近するなど、本市の友好都市である那覇市を含む沖縄県下の自治体にも大きな不安を与え続けている。

よって、国におかれては、積極的平和主義に基づき、我が国固有の領土を守るとともに東シナ海の平和に寄与するため、日米同盟の強化、台湾及び東南アジア諸国との更なる連携、中国海警船舶の半分程度の海上保安庁巡視船の増船など、より一層の対応を行うことを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

外務大臣

宛て

農林水産大臣

国土交通大臣

防衛大臣

沖縄及び北方対策担当大臣